

## 市第54号議案

### 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

#### 横浜市条例（番号）

### 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する条例

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「、同表の中欄に掲げる建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物並びに屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件を除く。以下同じ。）の全部又は一部について」を削る。

第16条中「建築物又は工作物の敷地」を「建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物並びに屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件を除く。以下同じ。）の敷地」に改める。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1 届出を要する行為（第15条の2）

地区	行為
関内地区（景観）	1 景観計画に定める歴史的界限形成エリア内に存する建築物又は工

計画区域のうち、閑内地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。)	作物（市長が指定するものを除く。）について行う景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第6号に規定する特定照明（以下「特定照明」という。） 2 建築物又は工作物（市長が指定するものを除く。）の景観計画に定める見通し景観形成街路に面する部分について行う特定照明
みなとみらい21新港地区（景観計画区域のうち、みなとみらい21新港地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。）	景観計画に定める赤レンガ倉庫について行う特定照明
山手地区（景観計画区域のうち、山手地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。）	高さが5メートルを超える、又は1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートルを超える木竹の伐採

## 別表第2中

- 「3 工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの  
 4 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの  
 5 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為」  
 を  
 「3 景観法第16条第1項第2号に掲げる行為（規則で定める工作物については、改築で外観の変更を伴わないもの及び修繕等で外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のものに限る。）  
 4 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為」  
 に改め、同表に次のように加える。

山手地区	1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの 2 景観法第16条第1項第2号に掲げる行為（規則で定める工作物について、改築で、外観の変更を伴わないものに限る。） 3 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為
------	--

別表第3中「工作物」を「規則で定める工作物」に改め、同表に次のように加える。

山手地区	1 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築にあっては、外観の変更を伴ないものを除く。） 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等 3 規則で定める工作物の新設、増築、改築又は移転（改築にあっては、外観の変更を伴ないものを除く。） 4 規則で定める工作物の外観を変更することとなる修繕等
------	--

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、令和2年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例による改正後の横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例別表第2に係る同条例第15条の3第2項（同項第2号に係る部分に限る。）の規定は、この条例による改正前の横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例別表第2の左欄に掲げる地区においてこの条例の施行の際現に着手し、又はこの条例の施行の日から31日以内に着手する行為については、適用しない。

## 提 案 理 由

景観法に基づき、山手地区に係る景観計画区域内において、届出を要する行為及び要しない行為並びに特定届出対象行為を定める等のため、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正

したいので提案する。

## 参考

## 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)  
(下段 現行)

(太線部分が改正案)

(届出を要する行為等)

第15条の2 景観法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、別表第1の左欄に掲げる地区の区分に応じ、同表の中欄に掲げる建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物並びに屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件を除く。以下同じ。）の全部又は一部について、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。ただし、この項の規定の適用の際現に着手し、又はこの項の規定の適用の日から31日以内に着手する行為については、この限りでない。

(第2項から第4項まで省略)

(景観計画区域内における行為の届出書の添付図書)

第16条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する同条第1項の届出書に添付が必要なものとして条例で定める図書は、景観計画で定められた地点から建築等をしようとする建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物又は工作物の敷地建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物並びに屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件を除く。以下同じ。）の敷地の方向に向かって当該敷地及びその周辺の状況を撮影した写真に当該建築物又は工作物の透視図を合成し、当該地点からの将来の景観を予想

した図面その他の図書で規則で定めるものとする。

別表第 1 届出を要する行為（第 15 条の 2）

地 区	行 為
関内地区（景観計画区域のうち、関内地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。）	<p>1 景観計画に定める歴史的界隈形成エリア内に存する建築物又は工作物（市長が指定するものを除く。）について行う景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第6号に規定する特定照明（以下「特定照明」という。）</p> <p>2 建築物又は工作物（市長が指定するものを除く。）の景観計画に定める見通し景観形成街路に面する部分について行う特定照明</p>
みなとみらい21 新港地区（景観計画区域のうち、みなとみらい21新港地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。）	景観計画に定める赤レンガ倉庫について行う特定照明
山手地区（景観計画区域のうち、山手地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。）	高さが 5 メートルを超える、又は 1.2 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.5 メートルを超える木竹の伐採

別表第 1 届出を要する行為（第 15 条の 2）

地 区	建 築 物 又 は 工 作 物	行 為
関内地区（景観計画区域のうち、関内地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。）	景観計画に定める歴史的界隈形成エリア内に存する建築物又は工作物（市長が指定するものを除く。）	景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第6号に規定する特定照明（以下「特定照明」という。）
	建築物又は工作物（市長が指定するものを除く。）の景観計画に定める見通し景観形成街路に面する部分	
みなとみらい21 新港地区（景観		

計画区域のうち 、みなとみらい 21新港地区とし て景観計画に定 める区域をいう 。以下同じ。)	景観計画に定める赤レンガ倉庫	特定照明
---	----------------	------

別表第2 届出を要しない行為（第15条の3）

地 区	行 為
関 内 地 区	<p>1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの</p> <p>2 建築物の外観を変更することとなる修繕等（修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。以下同じ。）で、外観を変更する部分の面積（市長が定める方法により算定した面積をいう。以下同じ。）の合計が10平方メートル未満のもの</p> <p>3 <u>景観法第16条第1項第2号に掲げる行為（規則で定める工作物に工作物の改築で、外観の変更を伴わないものについては、改築で外観の変更を伴わないもの及び修繕等で外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のものに限る。）</u></p> <p>4 <u>景観法第16条第1項第3号に掲げる行為</u> 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの</p> <p>5 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為</p>
(省 略)	
みなとみらい21 新港地区	<p>1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの</p> <p>2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの</p> <p>3 <u>景観法第16条第1項第2号に掲げる行為（規則で定める工作物に工作物の改築で、外観の変更を伴わないものについては、改築で外観の変更を伴わないもの及び修繕等で外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のものに限る。）</u></p> <p>4 <u>景観法第16条第1項第3号に掲げる行為</u> 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの</p> <p>5 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為</p>

山 手 地 区	1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの 2 景観法第16条第1項第2号に掲げる行為（規則で定める工作物について、改築で、外観の変更を伴わないものに限る。） 3 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為
---------	--

別表第3 特定届出対象行為（第15条の4）

地 区	行 為
関 内 地 区	1 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築にあっては、外観の変更を伴わないものを除く。） 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの 3 <u>規則で定める工作物</u> の新設、増築、改築又は移転（改築にあって工作物は、外観の変更を伴わないものを除く。） 4 <u>規則で定める工作物</u> の外観を変更することとなる修繕等で、外観工作物を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの
(省 略)	
みなとみらい21 新港地区	1 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築にあっては、外観の変更を伴わないものを除く。） 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの 3 <u>規則で定める工作物</u> の新設、増築、改築又は移転（改築にあって工作物は、外観の変更を伴わないものを除く。） 4 <u>規則で定める工作物</u> の外観を変更することとなる修繕等で、外観工作物を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの
山 手 地 区	1 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築にあっては、外観の変更を伴わないものを除く。） 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等 3 規則で定める工作物の新設、増築、改築又は移転（改築にあっては、外観の変更を伴わないものを除く。） 4 規則で定める工作物の外観を変更することとなる修繕等